

港湾施設使用料

区分	内訳		金額		
			外航船舶	その他の船舶	
岸壁・棧橋及び物揚場使用料	総トン(1トンにつき)	(1)係留時間12時間までの場合	a.係留時間24時間まで		
		(2)係留時間12時間を超える場合	b.係留時間24時間を超える場合		
			(超過時間12時間までごとに)		
上屋使用料	1日1㎡につき		18円36銭		
野積場使用料	1日1㎡につき	(1)舗装野積場	3円1銭		
		(2)未舗装野積場	1円28銭		
船舶給水料	湾岸給水1日1㎡につき ※a.執務時間外の給水の場合は、右の料金の3割増 ※b.深夜の給水の場合は、右の料金の5割増		270円	291円60銭	
湊湾施設用地使用料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額(使用の期間が一月に満たない場合は、その額に100分の108を乗じて得た額)				
	(1)工作物を設置する場合 「3」及び「4」の場合を除く		【年額】	近傍類似地の時価 100分の4に相当する額	
	(2)工作物を設置しない場合 1日1㎡につき		【日額】	1円20銭	
	(3)電気通信事業法施行令に掲げる設備を設置する場合(抜粋)「4」は除く	a)本柱(使用面積1.7㎡までごとに)		【年額】	1,500円
		b)支線又は支柱(1本ごとに)			
	(4)水道管、ガス管等を設置する場合 1日1㎡につき		【年額】	99円	
ただし、臨海道路の敷地については、年額1㎡につき、次に掲げる外径の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする					
		・0.07m未満	11円		
		・0.07m以上0.1m未満	16円		
		・0.1m以上0.15m未満	24円		
		・0.15m以上0.2m未満	33円		
		・0.2m以上0.3m未満	49円		
		・0.3m以上0.4m未満	65円		
		・0.4m以上0.7m未満	110円		
		・0.7m以上1m未満	160円		
		・1m以上	330円		
入港料			無料		